

カボワン・スポーツ
 神奈川県大和市南林間8-7-2
 TEL/FAX : 046-277-7427

DUAL WING type2 保安基準確認について

拝啓 貴社ますますご発展のこととお慶びを申し上げます。平素はひとかたならぬご厚情に預かり厚くお礼を申し上げます。さて、この度新商品として発売致しました"デュアルウイング タイプ2 ジャパン"の保安基準対応サイズについて下記にてご案内をさせていただきます。宜しくお願い致します。

敬具

記

1.新商品デュアルウイング TYPE2の保安基準確認内容とその流れのご紹介

1. 制作時、自社にて造形物の採寸、基準値内にあるかの確認。
2. 量産品をデモカー装着し認証工場でウイングを車検に沿った確認方法で確認。問題なくクリア
3. トヨタ ディーラーにてデモカー装着量産品の徹底的な確認依頼をし形状、寸法ともクリア。
 検査官に翼端板が165mm以内でもR26突起物規定の対象となると判断されかねないとアドバイスを受ける。
4. 相模陸運局内自動車技術総合機構へ翼端板形状が心配される"R26突起物規定"に該当するかを確認しこの規定は新車登録に関しての規定であるため該当しないことが確認できクリア

2.認証工場、及びトヨタディーラー店工場にて車検に沿った条件内かを確認	
> 保安基準のウイングとして除外条件の一つの内容： "側方への翼状のオーバーハング部のうち当該自動車の最外側から165mm以上内側にある場合"	この条件内に自社製品が収まっているかを全幅を採寸確認してもらいクリア値より片側10mm内側の1440mmと計測しクリアしております。 またバンパーより上部のもので180cmまでに取付けたものが最後端になってはならない規定があり、こちらもディーラー店にて重り糸による計測を後方の各所で確認し、確認全ての箇所がバンパーより内側である事を確認し、問題なし。
> 突起物判断5R、及び2.5Rより鋭利でない形状であるかの確認	ディーラー店にてウイング及びバックパネルの弧を確認。Rの小さい部分は、突起物測定器を用い、10R、または5R以下ではないと緩やかめな形状だと確認し問題なし。
ハイマウントストップランプの視認性	ハイマウントストップランプを後方視認性確保のために5度以内に視界を妨げるものを入れないという規定には、高さとしてもクリア位置にあり問題なし。
> オプションのエンドプレート装着した全幅	1440mm。※C-HR全幅1790mm、左右165mmずつ内側にあるものの条件の位置で考えられるウイングの幅は1460mmになる

相模陸運局 自動車技術総合機構にて確認

> 突起物規定との兼ね合い	R26 突起物規定は、新車登録前の車両にある突起物と思われる箇所が対象となる。弊社ウイングは、基本は新車登録後、または納車後に装着するパーツの為、この規定には対象外となり問題なし。またその場合は最外側より165mm以内のものとして走行中に人とも触れない位置にあるものとして安全が確保できている位置にあるものとして安全とされると判断されました。
-------------------------	---

●結論

検査官によっては、注意を受けるなどの場合もございますが、平成30年6月30日時点での保安基準の規定に沿った寸法、R形状がされており、新車登録後の装着であればエンドプレート（翼端板）も規約にかかる事がない事が車検に伴う規定を知っている第三者機関により確認できております。

ご不明な点がございましたら、気軽にお問い合わせ下さい。

カボワン・スポーツ 〒242-0006 神奈川県大和市南林間8-7-2 TEL : 046-277-7427